

## つくば市議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要綱の概要

### 1 制定理由

議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会の実施に関し必要な事項を規定するため。

### 2 主な制定内容

- (1) 第2条で、所信表明会は、本会議において、選挙が行われる前に行うこと及び公開することを規定する。
- (2) 第3条で、所信表明は申出により行うこと、及び議長選挙及び副議長選挙の所信表明は、重複して行うことはできないこと等を規定する。
- (3) 第4条で、所信表明会は議場で行い、1人当たり10分以内とすること、及び複数の議員から申出があった場合は、所信表明の順位はくじにより決定することを規定する。
- (4) 第5条で、所信表明に対する拍手ややじ等を禁止すること、及び所信表明を行った議員に対し、質疑ができることを規定する。

### 3 施行日

公表の日からとする。